

西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）をはじめ、すべての市民が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅を社会公共財という視点から、高齢者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりと「福祉のまちづくり条例（平成4年10月9日兵庫県条例第37号）」の理念を実現することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「改造」とは現に存する既存の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。）の変更を伴わない新たな部品の取り付け、設備の更新などをいう。

2 この要綱において、「増築」とは一の敷地内にある現に存する既存の建築物の延べ面積を増加させることをいい、「改築」とは現に存する既存の建築物の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うことをいう。（以下「増改築」という。）

3 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法

(2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

(3) 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

(4) 上記（1）から（3）に掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(5) 次項に規定する「簡易耐震診断」

4 この要綱において、「簡易耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」

(2) 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による1次診断

(3) 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(4) 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(対象世帯等)

第3条 助成の対象となる世帯は、現に西宮市に居住する世帯（原則として公営住宅に居住する世帯を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を備えている者（以下「対象者」という。）が属する世帯（以下「対象世帯」という。）とする。ただし、別表3に定める世帯階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として登録している者。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 次のいずれかの要件に該当している者

ア 65歳以上の高齢者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者・児童

ウ 療育手帳の交付を受けている者・児童

エ 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者

(3) 暴力団員（西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）が属さない世帯

2 助成の対象となる所有者は、ひょうごあんしん賃貸支援事業実施要領第2条に定めるあんしん賃貸住宅の登録を受ける既存民間賃貸住宅のうち、高齢者世帯又は障害者世帯を受け入れることとしている住宅（以下「登録住宅」という。）の所有者（以下「対象所有者」という。）とする。

3 助成の対象となる管理組合は、1棟につき住戸数が21戸以上の分譲の共同住宅（平成5年10月1日以降に建築された共同住宅で51戸以上のもの及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。以下「対象共同住宅」という。）の管理組合（以下「対象管理組合」という。）とする。ただし、複数棟で構成される管理組合で、各棟の合計戸数が21戸以上のものは対象管理組合とすることができるものとし、一体的に工事を行う場合は、全体を1棟とみなしてこの規定及び第6条第5項の規定を適用するものとする。

(対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅改造・一般型

対象世帯（ただし、原則として前条第1項第2号イからエに該当する者が属する世帯は除く。）が既存住宅を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合で、次に掲げる要件を備えた改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表1に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所毎の助成対象限度額を超えない範囲とする。

ア 別表1に定める改造箇所のうち、原則として2箇所以上の手すり取り付けまたは屋内全箇所の段差解消について整備を行うこと。

イ アの整備とは、別表1に定める助成対象工事のうち、今回工事を行うか又は既に当

該条件を満たしていることをいう。

(2) 住宅改造・特別型

前条第1項第2号イからエに該当する者で、生涯に渡り自宅での生活を希望する者（以下「特別型対象者」という。）が属する世帯が、その身体状況に応じた既存住宅の改造を行う場合、助成の対象となる経費は、前号の規定にかかわらず、住まいの改良相談員（第7条に規定する者をいう。以下同じ。）が現地確認のうえ、住宅改造の必要性・緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する経費で次に掲げる条件を満たす額とし、対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合（以下、「増改築・特別型」という。）にあつては、これらの額のほか、当該増改築工事に要する経費で150千円に増改築面積（㎡）を乗じた額を超えない範囲の額を加えたものとする。

ア 前条第1項第2号イに該当する者が属する世帯では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の住宅改修費の給付対象となる場合は、当該事業の住宅改修費を含む額。

イ 前条第1項第2号エに該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額

(3) 住宅改造・一般型において、対象所有者が登録住宅の専用部分を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合で、次に掲げる要件を備えた改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表1に定める助成対象工事に要する経費で、改造箇所毎の助成対象限度額を超えない範囲とする。

ア 別表1に定める改造箇所のうち、2箇所以上の手すり取り付けまたは屋内全箇所の段差解消について整備を行うこと。

イ アの整備とは、別表1に定める助成対象工事のうち、今回工事を行うか又は既に当該条件を満たしていることをいう。

(4) 共同住宅（分譲）共用型

対象管理組合が、高齢者等に配慮した既存共同住宅の共用部分の改造を行う場合で、次に掲げる要件を備えた改造工事を行う場合、助成の対象となる経費は、別表2に定める助成対象工事に要する経費（別表2に定める各改造箇所において、当該改造箇所毎に定める必須工事（既に当該条件を満たしているものは除く。）の全てを行わない場合は、当該改造箇所の選択工事に要する経費を除く。）で、助成対象限度額を超えない範囲の経費とする。

ア 別表2に定める改造箇所のうち、1箇所以上について整備を行うこと。

イ アの整備とは、別表2に定める改造箇所毎の必須工事の全てについて、今回工事を行うか又は既に当該条件を満たしていることをいう。

ウ 別表2に定める助成対象工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によること。

2 前項第1号から第3号の規定は、共同住宅については、原則として、専用部分の住宅改造に限り適用するものとし、賃貸住宅について入居者が改造する場合は、所有者の許可・承認を得ていることを条件に適用するものとする。

3 次の(1)～(5)の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受け

ていなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

(2) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(3) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(4) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

4 前項に規定する住宅について第1項に規定する住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合には、当該簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成するものとする。

(同居促進のための特例)

第5条 市長は、対象者と同居しようとする世帯が、対象者と同居するため対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合には、当該世帯を第3条第1項に定める対象世帯とみなすことができるものとする。ただし、別表3に定める世帯階層区分に該当しない場合は、これを対象世帯から除くものとする。

(助成額)

第6条 対象世帯が対象者用居室等の増改築を伴わない住宅改造・一般型を行う場合、1世帯につき、改造に要した第4条第1項第1号の規定により算出した対象経費の額に応じて、別表4に定める助成額を助成するものとする。

2 対象世帯が対象者用居室等の増改築を伴わない住宅改造・特別型を行う場合、1世帯につき、改造に要した第4条第1項第2号の規定により算出した対象経費の額と1,000千円を比較して少ない方の額から、以下に定める額を控除した額に、別表3に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額を助成するものとする。

(1) 第3条第1項第2号イに該当する者が属する世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の給付対象となる世帯では、当該住宅改修費給付限度額(20万円未満の場合は20万円とする。)

(2) 第3条第1項第2号エに該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号イに該当する者が属する世帯で前項第1号の対象とならない者を含む世帯又は同条第1項第2号ウに該当する者を含む世帯で、別表3に定める助成率が3/3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか

少ない額を控除した額を助成するものとする。

- 4 対象世帯が増改築・特別型を行う場合、1世帯につき、前3項のほか、増改築工事に要した第4条第1項第2号の規定により算出した対象経費の額と1,500千円を比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額を助成するものとする。
- 5 対象所有者が登録住宅を高齢者等に配慮した住宅に改造を行う場合、1戸につき、改造に要した第4条第1項第3号の規定により算出した対象経費の額に応じて、別表4に定める助成額を助成するものとする。
- 6 対象管理組合が高齢者等に配慮した既存共同住宅の共用部分の改造を行う場合、1棟につき、改造に要した第4条第1項第4号の規定により算出した対象経費の額に応じて、別表4に定める助成額を助成するものとする。
- 7 前6項の場合において、住宅改造・特別型にあつては10円未満の端数がある場合、それ以外は1,000円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。
- 8 住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、第2項中「1,000千円」とあるのは「1,000千円から第4条第4項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表3に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」と、第1項及び第5項中「助成額」とあるのは「助成額に簡易耐震診断助成額を加算した額」と読み替えるものとする。

（住まいの改良相談員の設置および活動内容）

第7条 市長は、住宅改造・特別型の実施に際しては、次に掲げる3職種それぞれから住まいの改良相談員を選任し、または委嘱する。

- （1）福祉関係職種
- （2）保健・医療関係職種
- （3）建築関係職種

2 3職種の住まいの改良相談員は、協働して住宅改造・特別型の工事が適正であるかどうかを評価し、及び確認を行う。ただし、やむを得ずいずれかの職種の改良相談員が設置できない場合は、当該職種の専門家が代替してこれを評価し、及び確認を行う。

（申 請）

第8条 住宅改造等の助成を受けようとする場合は、対象世帯の原則として生計中心者（以下「生計中心者」という。）、対象所有者又は対象管理組合の代表者が、西宮市人生いきいき住宅改造助成事業（以下、「住宅改造助成事業」という。）住宅改造等工事助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）住宅改造等工事費見積書
- （2）住宅改造等工事計画書（一般型及び登録住宅は除く）
- （3）付近見取図及び工事前写真
- （4）工事見積書（写し）

- (5) 所有を証する書類
 - (6) 住宅改造等工事承諾書（借地、借家等に居住している者に限る。）
 - (7) 住宅改造等工事念書（共同住宅（分譲）共用型以外は、建物所有者が申請者以外にもいる場合等に限る。）
 - (8) 建築年度のわかる書類（戸建住宅の場合）
 - (9) 耐震診断報告書提出に関する念書（該当者のみ）
 - (10) 生計中心者の前年分の所得税額又は所得金額を証明する書類（登録住宅及び共同住宅（分譲）共用型は除く。）
 - (11) 住民票の写し（世帯全員のもの）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 特に市長が認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部を省略又は他の書類に代えることができるものとする。
- 3 第1項の申請の受付は、年度予算の上限に達した時点で終了する。ただし、住宅改造・一般型及び共同住宅（分譲）共用型については、年度予算の上限に達していない場合においても、原則として毎年11月末日（当該期日が閉庁日にあたる場合は翌の開庁日とする。）をもって終了する。

（決 定）

第9条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を決定するとともに、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（工事内容等の変更）

第10条 前条の規定により通知（却下の通知は除く。）を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、当該決定を受けた申請内容に変更を生じた場合は、速やかに住宅改造等工事助成申請書（変更）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更内容を前条の決定に影響しないものと判断した場合は、この限りでない。

- 2 前項の申請には、市長が指定する当該変更に係る書類等を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を再度決定するとともに、その旨を書面により助成決定者に通知するものとする。
- 4 前項の決定により、前条の決定は取り消されるものとする。

（取り止め届等）

第11条 第8条第1項及び前条第1項の規定により申請を行った者が当該申請を取り下げる場合又は助成決定者（前条第3項の規定により通知（却下の通知は除く。）を受けた者を含む。以下同じ。）が第9条又は前条第3項の決定（以下「助成決定」という。）に基づき助成の対象となった改造工事（以下「助成決定工事」という。）を取り止める場合は、速やかにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(改造工事の着手)

第 12 条 助成決定工事は、助成決定の通知を受けた後でなければ着手してはならない。ただし、第 10 条第 3 項による助成決定工事については、市長がやむを得ないと判断して認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定に反して助成決定の通知前に行った工事については、助成の対象としない。

(完了届等)

第 13 条 助成決定者は、助成決定工事完了後、速やかに、住宅改造等工事完了届（以下「完了届」という。）を、工事契約書等の工事施工業者との工事契約が完了していることを証する書類（写）及び、当該工事の完了を証する写真を添えて市長に提出しなければならない。なお、住宅改造・一般型及び共同住宅（分譲）共用型の完了届の受付は、原則として毎年 1 月末日（当該期日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日とする。）をもって終了するものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合は、現地調査又は完了を証する写真等により、その内容を審査のうえ工事の完了を確認するものとする。

(助成金の請求)

第 14 条 助成決定者は、前条第 2 項の規定により工事の完了の確認を受けた後、速やかに助成金請求書に、当該工事に要した費用の請求書及び助成金の受領を施工業者に委任する旨の書類、また簡易耐震診断を受ける場合にそれに要した費用の請求書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、当該工事に要した費用の請求書及び施工業者に対する支払いを完了した旨の書類に代えることができる。

(助成金の交付)

第 15 条 市長は、前条による請求を受けた場合は、その内容を審査し、助成金を交付する。

(助成金の交付方法)

第 16 条 市長は、助成金の交付を、助成決定者が直接選定した施工業者に対して行う。ただし、第 14 条ただし書に規定する場合、及び簡易耐震診断に係る助成金の交付においてはこの限りでない。

(助成金の返還)

第 17 条 市長は、助成決定者が偽りその他不正な手段により助成を受けた場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(介護保険制度等の優先使用等)

第 18 条 住宅改造において、第 3 条第 1 項第 2 号イの対象となる世帯で、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の住宅改修の対象となる者を含む世帯にあっては、当該住宅改修を優先して行うものとし、助成対象工事の実施に当たっては、一体的に行うものとする。ただ

し、対象者に障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

- 2 住宅改造において、第3条第1項第2号エの対象となる世帯にあつては、介護保険の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修を優先して行うものとし、助成対象工事の実施に当たっては、福祉用具等の活用を図り、介護支援専門員や関係機関と連携の上、一体的に行うものとする。ただし、対象者に介護保険の居宅介護住宅改修又は介護予防住宅改修の対象となる工事の必要がない場合は、この限りでない。

(その他)

第19条 当該事業の助成を受けた対象世帯は、再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、再度当該事業の助成を認める場合がある。

(1) 身体機能の低下等により、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合。

(2) 当該事業の助成を受けた世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要とみとめられる場合。

(3) 住宅改造・特別型について、著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合。

2 対象所有者は、当該助成事業を受けた住戸において再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。

3 対象管理組合は、当該助成事業を受けた棟（第3条第3項ただし書きの規定を適用した場合を含む。）において再度当該事業の助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。

4 廃止した西宮市在宅障害者等家庭設備改善貸付事業実施要綱及び廃止前の西宮市住宅改造費助成事業実施要綱に基づき助成を受けた世帯は、当該事業の助成を受けることはできない。ただし、第1項各号のいずれかに該当する場合、当該事業の助成を認める場合がある。

(様式)

第20条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に市長が定める。

(施行の細目)

第21条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

(見直し)

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うもの

とする。

(西宮市住宅改造費助成事業実施要綱の廃止)

3 平成6年4月1日施行の西宮市住宅改造費助成事業実施要綱は、これを廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の日前に西宮市住宅改造費助成事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）第6条及び第8条の規定に基づき申請があったものは、この要綱の第7条の規定に基づく申請があったものとみなす。ただし、旧要綱第6条の規定に基づき申請した者は、この要綱の第7条に規定する添付書類のうち、未提出のものは速やかに提出しなければならない。

5 この要綱の施行の日前に旧要綱第7条及び第9条の規定に基づき内定（決定）通知を行ったものは、この要綱の第8条の規定に基づく決定通知を行ったものとみなす。ただし、旧要綱第7条の規定に基づき内定通知を受けた者は、この要綱の第7条に規定する添付書類のうち、未提出のものは速やかに提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1
助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	改造箇所毎 助成対象限度額
浴室 洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室出入口の段差解消(1)浴室床面のかさ上げ (2)すこの設置 ・手すりの取り付け ※1 ・開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※2 ・中折り戸・引き戸への取り替え ・サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取り替え ・浴槽の取り替え(バリアフリー化に資するものに限る) ・カウンター型洗面台への取り替え(車いす対応のもの) ・ドアガラスのプラスチックガラス等への取り替え ・非常用ブザーの取り付け ・浴室への介助用電動吊具の取り付け(移動式を除く) ・浴室へのシャワーの取り付け ・段差解消のための洗面所の床の張り替え ・段差解消のための洗面所の開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)、引き戸の取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取り替え 	400,000 円
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・和便器の洋便器への取替え・洋便器の設置(既存の洋便器の取替えは除く) ・開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※2 ・引き戸への取り替え ・レバーハンドル錠等への取り替え ・暖房便座用電源コンセントの設置 ・非常用ブザーの取り付け ・人感センサー機能付便器洗浄装置の取り付け ・手洗いの人感センサー機能付水栓への取り替え ・段差解消のための床の張り替え ・段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)、引き戸の取り替え ・人感センサー照明スイッチへの取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取り替え 	300,000 円
玄 関	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け (玄関から道路までの通路への手すりを含む) ・開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※2 ・上がりかまちの段差解消のための式台の設置 ・レバーハンドル錠等への取り替え ・濡れても滑らない材料への取り替え ・開き戸式の場合のドアクローザーの設置 ・玄関から道路までの通路の段差解消(スロープ化または階段昇降機の取り付け) ・玄関から道路までの通路への足下灯の設置 ・上がりかまちの足下灯の設置 ・人感センサー照明スイッチへの取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取り替え 	200,000 円

改造箇所	助 成 対 象 工 事	改造箇所毎 助成対象限度額
廊下階段	<ul style="list-style-type: none"> ・階段部への滑り止めの取り付け ・手すりの取り付け ・足元灯の設置 ・三路スイッチの取り付け ・階段昇降機の取り付け(1階に高齢者等の居室を作れないなどやむを得ない場合に限る) ・階段の蹴込み板の取り付け ・段差解消のための廊下の床の張り替え ・人感センサー照明スイッチへの取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取り替え 	100,000 円
居 室	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の段差解消 ・開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 ※2 ・畳からフローリングへの床の張り替え ・冷暖房用スリーブの設置 ・冷暖房機用電源コンセントの設置 ・開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造 ・段差解消のための床の張り替え ・段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)、引き戸の取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取り替え 	100,000 円
台 所	<ul style="list-style-type: none"> ・レバー式水栓等への取り替え(混合式も可) ・流し台の改造(車いす対応のもの) ・レバーハンドル錠等への取り替え ・段差解消のための床の張り替え ・段差解消のための開き戸(レバーハンドル等が設置されているものに限る)、引き戸の取り替え ・位置表示灯付照明スイッチ、ワイド形照明スイッチへの取り替え 	100,000 円

※1 浴槽への出入りのための手摺は必ず整備する必要がある。

※2 浴室では65cm以上、その他では75cm以上の有効開口幅を確保する場合に限る。

(注) 上記改造箇所のうち2箇所以上の手すりの取り付けまたは屋内全ての段差解消のいずれかについて必ず整備を行うこと。なお、この場合の整備とは、今回工事を行うか又は既に当該条件をみたしていることをいう。

別表 2

分譲共同住宅の共用部分の改造に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	種別	
		必須	選択
外部出入口	出入口の開口幅を確保するための工事 引き戸等への取り替え その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの	○	○ ○
敷地内通路	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの	○ ○	○
床面	ハンスリップ化	○	
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの	○ ○	○
階段	手すりの設置 蹴込み板及び滑り止めの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するもの	○ ○	○

(注) 上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第 3 の基準によるものとする。

別表 3

世帯階層区分における助成率及び助成額

	世帯階層区分	バリアフリー改造	簡易耐震診断
		助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造
住宅改造 ・一般型	生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が、8,000千円以下の世帯	—	1,000円
	生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、6,000千円以下の世帯		2,000円
住宅改造 ・特別型	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む。)	3分の3	3,150円 6,350円
	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	10分の9	3,000円 6,000円
	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	10分の9	
	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	3分の2	2,000円 4,000円
	生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が70千円以下の世帯(住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く。)	2分の1	
	生計中心者の前年分所得税額が70千円を超える世帯(住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く。)	3分の1	

※ ただし住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く。

(注1) 給与収入金額とは、住民税納税通知書などの支払い給与の総額(税込み年収)をいい、所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

(注2) 所得税の額とは所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合は、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

(注4) 生計中心者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者であることその他の市長が定める要件に該当する場合におけるこの表の市町村民税及び所得税の額は、当該生計中心者を地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして同法の規定並びにこの表注1及び注2の規定により計算した額とする。

別表4

住宅改造・一般型及び共同住宅(分譲)共用型に係る助成額

助成対象工事費	助成額
75千円以上150千円未満	40千円
150千円以上300千円未満	75千円
300千円以上600千円未満	150千円
600千円以上900千円未満	250千円
900千円以上	300千円